

春日部市都市景観条例の一部を改正する条例

春日部市都市景観条例（平成17年条例第152号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(組織) 第29条 審議会は、委員 <u>7人</u> 以内をもって組織する。	(組織) 第29条 審議会は、委員 <u>10人</u> 以内をもって組織する。

附 則

この条例は、平成23年10月1日から施行する。